

審議事項（3）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

主なコメントの概要とそれらに対する対応の方向性

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 「コメントの概要」には、主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っております。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
適用範囲 2項	「物価連動国債」を組み込んだファンドの会計処理も含むのでしょうか。	本適用指針は、金融商品会計基準が適用される場合において適用される(2項)。
リスクが及ぶ 場合について 5項	金利が2倍以上変動してもリスクが及ぶとは考えにくい状況がありうると思われる。	従来から存在する定めであり、今回の適用指針についても、現行の実務指針の考え方を引き継ぐこととする(17項)。
リスクが及ぶ 可能性の例 6項(1)(3)	6項を(1)と(3)に分けて会計処理方針を区別することは、二重の基準を設けることとなり、一貫性に欠けるとと思われる。(1)と(3)については、むしろ当初元本を毀損する可能性のみで判断するほうが合理的であると思われる。但し、当初元本が毀損する可能性の判断についての客観性が失われないように、なんらかの例示が必要だと思われる。例えば、為替に関する市場リスクならば過去に経験したことがない水準がストライクプライスであることなどが条件として考えられる。	二重の基準を設けているのではない。緊密な関係にある場合は、自然発生的な商品と近く、緊密な関係にない場合は、人為的に組み合わせたものとして区分するものと考えられる。
6項(3)	物価連動国債や一定の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている複合金融商品が、「リスクが及ぶ可能性のある複合金融商品」に該当しないものとして取り扱うことについては、歓迎すべき内容と考える。	N/A
	「可能性が低いといえる」かどうかの判断指針等の提示が必要であると思われる。	「過去の実績や合理的な見通し」のような判断規準を記載してはどうか(24項)。

### 審議事項（3）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	第三者の信用リスクに係るデリバティブを組み込んだ複合金融商品の取扱いに関して、「ことができる」を削除した方が適切と考えられるかどうか。	修正する。
	第6項また書きの「元本に及ぶ可能性が低いといえるものについても、」は、「元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、」とすることが適当である。	修正する。
	現行の実務指針191項では、金融資産の場合は、元本の減少と受取金利がマイナスとなる可能性があるものに加えて、「当該金利が市場金利と著しく乖離する」との条件が挙げられているが、当該条件の記載がなくなっている。これをリスクが現物の金融資産に及ぶか否かの検討項目から除いても問題ないということか。	7項の損益を調整するものに含められることとなる。
6項(4)	「重大な損失をもたらす行使価格」とはどの程度のものを指しているのか。	従来から存在する定めであり、今回の適用指針についても、現行の実務指針の考え方を引き継ぐこととする。
損益を調整する複合金融商品 7項	公開草案7項において、「損益を大きく調整する」複合金融商品について、区分処理する旨が記載されている。「大きく」とはどの程度を想定しているのか。「追加」の意図とあわせて、結論の背景等で解説してほしい。	「追加」ではなく、現行の実務指針の規定をより明確にしたものである(28項)。
会計処理の変更 11項	会計処理変更時の設例を追加していただきたい。 平成18年3月31日以後終了する事業年度より本基準を適用する場合、「直近の貸借対照表価額」に中間貸借対照表上の価額が含まれるのであれば、その旨を明示していただきたい。	11項及び29-30項から明らかであると考えられる。
15項、17項	「決済期日」とは、仕組み債券等の「償還日」「満期日」と理解してよいか。	よいと考えられる。

### 審議事項（3）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
一定の信用リスクに係るデリバティブ 25 項(2)	25 項の「SPC が高い信用力を有する利付金融資産」とは、26 項と同様に複数の格付機関から AA 格以上を得ている場合を指すのでしょうか。	「当該複合金融商品が実質的に当該参照先の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる」ような高い信用力と考えられる。
	信用リスクに係るデリバティブについて区分処理を必要としないとしてはどうか。すなわち、SPC を通じて発行されるクレジットリンク債やシンセティック CDO については、その経済実態を鑑み、社債と同様に扱うべきではないか。また、米国では SFAS155 号がリリースされ、日本でも再考すべきではないか。	「金融商品会計基準」の趣旨からは困難と考えられる(ただし、【論点1】参照)。
	「当該債務者自身の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合、これらの経済的性格及びリスクは緊密な関係にある」は、実務的に意味を成していないため、不必要な混乱を避けるためにも、修正をお願いしたい。	これは、次の「また、第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合…」を説明するために書かれたものである。
25 項と 26 項の位置づけについて	「区分処理」の要否は、25 項で「経済的性格及びリスクが緊密な関係にあるか否か」の考え方を示し、26 項において「リスクが元本に及ぶ可能性が低い」といえるものは、「必要ない」とされている。したがって、25 項(1)の冒頭において、「区分処理を必要としない」との前提の記載は違和感があるがため、記載方法を検討してはどうか。	25 項で記載している「区分処理を必要としない」というのは、物価指数にかかるものではなく、一般の変動利付金融資産又は金融負債にかかるものである。
物価連動国債 26 項	「物価連動国債」については、10 年物国債における過去 2 年間の消費者物価指数の動向を踏まえて「当初元本に及ぶ可能性は低い」と記載されており、実務の運用において、拡大解釈による類推適用の余地が生じる懸念がある。(10 年物の金融商品に関して、過去 2 年程度の実績比較が行えれば将来(10 年後)の元本毀損リスクに関する判断が行われてしまう。)	CPI の動向は過去 2 年ではなく、長期のトレンドであり、また 2 年間ではなく 10 年間見てはじめて元本リスクが低いと判断される。

### 審議事項（３）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
一定の信用リスクに係るデリバティブの例示について 26 項	<p>「複数の格付について」は、資本市場の健全な発展の観点から望ましい。</p> <p>(理由)</p> <p>( ) 会計処理指針の見直しが複合金融商品市場の健全な発展を阻害する可能性に留意。</p> <p>( ) 複合金融商品市場の将来的な姿を念頭に置いた判断が必要。</p> <p>( ) 金融商品会計における他の指針との整合性。</p>	<p>【論点 1】 専門委員会で検討</p>
	<p>組込デリバティブ部分に対する格付も認めることが必要。</p>	<p>複合金融商品自体が対象であるため、組込デリバティブ部分に対する格付だけでは判断できないのではないかと。</p>
	<p>複数の格付機関から取得する必要はあるか。</p> <p>必ずしも正式な格付のみに拠るのではなく、社内基準も含め、「相当の格付以上と同等とみなせる」場合（特にスーパーシニア）には、同様の取扱いを適用できるようにすべきではないか。</p> <p>(理由)</p> <p>( ) 複数の格付けを取得しているケースは少ない。</p> <p>( ) コストがかかる。</p> <p>( ) 新 BIS 基準でも、複数の格付取得を前提としていない。</p> <p>( ) 退職給付会計や実質的ディフィーザンスの問題とは異なる。</p>	<p>【論点 1】 専門委員会で検討</p> <p>複数の格付機関から取得する必要はないのではないかと。</p>

### 審議事項（3）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<p>格付水準をダブル A 格以上とする必要はあるか。 格付け水準を設けないでもよいのではないか。 (理由) ( ) 投資適格と考えられているレベル(トリプル B 格以上)であればよいのでは。 ( ) AA 格以上と A 格以下との市場の 2 重構造を作るのでは。 ( ) 退職給付会計や実質的ディフィーザンスの問題とは異なる。 ( ) 信用格付けの上げ下げで、その都度処理を変えることとなる。 ( ) 満期保有目的債券に区分する際に、格付け水準は求められていない。</p>	<p>【論点 1】専門委員会で検討 (理由、により)格付水準をダブル A 格以上とする必要はなく、投資適格と考えられているレベル以上であればよいのではないか。</p>
<p>シンセティック CDO 26 項</p>	<p>特別目的会社が保有する CDS などのデリバティブからのキャッシュ・フローを裏付資産の一部として発行する債券等が、高い信用格付けを有しない場合、トランシェ分けされ、また、裏付資産には CDS などデリバティブの他、同様のリスク・プロファイルを持つローン、債権等が混在するケースも多いため、保有する債券に係るデリバティブ部分を特定し区分処理することは困難と思われる。</p> <p>マネージド型 CDO(裏付資産を適宜入れ替え、かつ、裏付資産の一部として CDS 等デリバティブを利用可能としている場合も多い)についても、複合金融商品として扱う必要があるのか明確ではない。この場合、SPC が CDS 等デリバティブを保有した時点で複合金融商品として取扱うこととなるのか。</p> <p>シンセティック CLO 等の最劣後部分として、エクイティの形式で投資する場合には、出資等として、「その他有価証券」の会計処理を行うことでよいか。</p>	<p>その場合は、全体を時価評価することとなる(9 項)。</p> <p>【論点 1】専門委員会で検討 一体処理の範囲を広げれば、実務上、影響は少ない。</p> <p>よいと考えられる。</p>
<p>文言修正 26 項</p>	<p>「高い信用格付」の定義として、「元利金」ではなく、「元利金が保全される」という字句を削除するか、「元金(元本)」としてはどうか。</p>	<p>修正する。</p>

### 審議事項（3）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	保有者において現物の金融資産「の当初元本」にリスクが及ぶ可能性は低いと考えられる。と「の当初元本」をいれる。	修正する。
	「発行」という用語について、債券に限定しない用語に変更する必要がある。	修正する。
格付の変更の 変更（簿価の 修正） 26 項	高い信用格付けを有しなくなったときの会計処理について「その時点の帳簿価額」ではなく、「その時点で時価評価を行い、時価評価後（評価損計上後）の価額を取得原価」としてはどうか。	その後、3 項（区分処理）又は 9 項（時価評価）により処理するため、評価差損が繰り越されることはないのではないか。異なる場合があるため、時価評価後（評価損計上後）の価額を取得原価とするよう明確化してはどうか。
	新たに高い信用格付けを有することとなったときの会計処理について、区分処理を継続することを容認すべき。	その後も、管理上、区分している場合には区分処理をすることはできる（4 項）。
格付の変更 （保有区分の 修正） 26 項	高い信用格付けを有しなくなったとき、「売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えなければならないという必要はない」ので、「一度入れたら相当の事情がない限り変更できない」にしたほうがよいのではないか。	保有区分の変更は変えないが、会計処理が変わることとなると考えられる（金融商品 Q&A Q66 参照）。
	高い信用格付けを有することとなったとき、満期保有への変更を認めているが、これは実務指針 80 項「有価証券の保有目的区分の変更」等との間で矛盾を生むこととならないか。	【論点 2】（【論点 1】で一体処理の範囲を広げれば、削除してもよいか） 削除してはどうか。
物価連動国債 における償却 原価法の適用	償還金額及び総受取利息額が未定の債券に対して、予測に基づいてまで償却原価法を適用することは妥当ではないこと等から、償却原価法は適用しない取扱いとすべき。	償却原価法は、将来 CF を合理的に予測できる場合には、その予測に基づいて適用される（金融商品 Q&A Q24-2 参照）。



### 審議事項（3）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
27 項	<p>今後も、区分処理又は時価評価という現行の会計処理の選択適用を可能とさせていただきたい。また、既保有債については、現行の会計処理が適用されるよう、経過措置が導入されるべきである。</p>	<p>今後も、管理上、区分している場合には区分処理をすることはでき（4 項）、また、売買目的有価証券とすれば、時価評価することができる。</p> <p>振替可能な旨、記載するか（11 項）</p>
	<p>償却原価法が適用される場合、海外における元本保証のある物価連動国債は、従来、発行時点で償還額が未確定であることから償却原価法も適用していないが、今後、償却原価法を適用することになるのか。</p>	<p>適用することとなると考えられる(金融商品 Q&amp;A Q24-2 参照)。</p>
	<p>海外における元本保証のない物価連動国債も含まれるという解釈でよいか。</p>	<p>含まれると考えられる。</p>
	<p>物価連動国債の会計処理方法については、複合金融商品ではなく本源的金融商品と捉えた上で、外貨建債券に準じて「物価連動国債」の会計処理を行うことも認めていただきたい。</p>	<p>公開草案の方法とあまり変わらないのではないか。</p>
26 項、27 項	<p>26項及び27項は、本適用指針の主目的であり、結論の背景や設例ではなく、本文に記載してはどうか。</p>	<p>6 項(3)の結論の背景と考えられる。</p>
適用時期 29 項	<p>本適用指針の適用時期を平成18年4月1日以後開始する事業年度としているが、本会計処理の変更は、償却原価法として利息法を採用する場合のように、適用年度当初からシステム的に担保された堅確な事務処理が求められるケースが少なくない。また、変更にあたっては、かかるシステム対応とともに当該会計処理変更の内容・ルール・特徴や変更後の財務的な影響、投資実務上の留意点等に関して広く社内に浸透させたいうえで、適格な業務の遂行・意思決定を担保するだけの十分なリードタイムが必要である。従って、強制適用時期を平成19年4月1日以後開始する事業年度としたうえで、かかる実務上の課題やノウハウ</p>	<p>今後も、管理上、区分している場合には区分処理をすることができ（4 項）、また、売買目的有価証券とすれば、時価評価することができる。</p> <p>振替可能な旨、記載するか（11 項）</p>

### 審議事項（3）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	蓄積への対応期間を設定するべきである。	
適用時期 第 30 項	既に投資を行っている投資家に混乱が生じ、正常な市場の価格機能を歪めないためにも、遡及適用は行わないことが望ましい。	遡及適用については言及されていない。
設例 2	「簡便法と利息法で処理結果が一致する」との表現があるが、条件（CPI 実績=BEI など）次第では一致しないこともあるので、表現としては削除されるべき。	修正する。
	今年度の CPI 前年同月比は 9 ヶ月中 5 ヶ月がマイナスとなっているが、設例に沿って機械的に計算を行った場合、償還金額が額面金額を下回ってしまう可能性がある。	簡便法において、実際の CPI 変動がマイナスになれば、マイナスの償却原価法を行うこととなるのではないか。
	CPI を乗じる前の取得単価が 100 でない場合（つまりオーバーパーもしくはアンダーパー）については記載がないが、取得単価がパーでない部分については、何らかの方法で償却することが求められるのか。[設例 2]において「想定元本」の算出方法は、最善・唯一の方法として限定的に規定されているものではなく、想定元本の算出に関する他の合理的な考え方もとりうることを確認させていただきたい。	取得単価がパーでない部分は、当然に償却原価法が適用され、また、[設例 2]が例示であることは、[設例 2]2 の記述及び 27 項から明らかと考えられる。 多少なりともその旨に言及する。
その他	デリバティブに先立つ「本源的金融商品」か、デリバティブ派生後に人為的に組成された「複合金融商品」かの明確化が必要ではないか。	指摘のように、例えば、各々の取引の発生経緯や市場における流動性を勘案して区別することになるのではないか。
	本公開草案の案文内の複数箇所において「例示」が採用されており、かかる考慮は案文内容の理解深化といった点において利がある反面、実務上のメルクマールとして例示に沿った厳格な運用が適用されるケースが多く、例示の記載内容については、かかる影響も考慮のうえで慎重にご検討いただきたい。	慎重に検討する。